

横浜市行政不服審査会答申  
(第96号)

令和3年1月19日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

本件は、審査請求人が生活保護を受けていた平成 30 年 5 月 15 日から平成 31 年 2 月 15 日までの間に、給与収入があったにもかかわらず、その収入を横浜市中福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）に収入として申告しなかったとして、処分庁が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項の規定に基づき令和 2 年 2 月 6 日付け生活保護費用等徴収金決定処分（中生支第●号。以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものである。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、不正な手段を講じていない。また、給与を得た事実を意図的に隠蔽していない。不正受給にならないためのハンドブックの確認書を知らない。

## 4 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、審査請求人の生活保護開始後の平成 28 年 12 月 9 日に審査請求人に対し、「生活保護のしおり」及び「不正受給にならないためのハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を用いて法に基づく権利義務等について説明し、そのことについての確認書を徴取している。
- (2) 処分庁は、審査請求人から平成 30 年 4 月分から同年 12 月分まで及び平成 31 年 1 月分から同年 3 月分までの収入申告書の提出を受け、同書面には傷病のため、収入はないとの記載があった。
- (3) 処分庁が法第 29 条に基づき調査したところ、株式会社Aより、審査請求人に対し、平成 30 年 5 月 15 日から平成 31 年 2 月 15 日までに 1,356,876 円の給与が支払われていることが判明した。
- (4) 審査請求人が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したため、法第

78条に基づく徴収を行うことを決定した。

(5) 処分庁は、令和2年2月6日に、法第78条に基づき本件処分を行い、審査請求人に本件処分を通知した。

(6) したがって、処分庁が行った本件処分は、適法かつ妥当である。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「8 判断理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書「6 法令の規定等」、「7 当事者間に争いが無い事実及び証拠により認定される事実」、「8 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 法令の規定等

ア 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定する。

イ 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定する。

ウ 届出に用いる収入申告書（生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）第2条第2項第1号の収入申告書（第3号様式）をいう。以下同じ。）の表面には「私の○年○月から○年○月までのすべての収入について、次のとおり申告します。この申告書及び添付書類の記載内容は、事実に相違ありません。」と記載され、申告者の署名押印がなされる様式となっている。

裏面には、記入上の注意として「1 この申告書は、保護を受けようとする者の全ての収入について記入してください。」との記載があり、参考として法第61条及び第85条の条文も記載されている。

エ 「生活保護のしおり」には、「あなたやご家族の毎月の収入について」

に、「収入があってもなくても、定期的に全ての収入について申告してください。」と記載されている。

オ ハンドブックには、「届出をするのはこんなとき…」として「あなたや世帯内のご家族の資産・収入は、すべて届出の対象となります」と記載されている。

カ 法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定する。

キ 生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）問 13-1 では、「不当受給に係る保護費の法第 63 条による返還又は法第 78 条による徴収の適用にて、「法第 78 条によることが妥当な場合」として、「(a)届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。(b)届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。(c)届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。(d)課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」が掲げられている。

(2) 当事者間に争いが無い事実及び証拠により認定される事実

ア 処分庁は、平成 28 年 12 月 5 日、審査請求人に対する保護開始決定を行った。

イ 平成 28 年 12 月 9 日、処分庁は、審査請求人に対し「生活保護のしおり」及びハンドブックにより法に基づく権利義務等について説明し、審査請求人がこれを了解した旨の確認書を受領した。

ウ 審査請求人は、平成 30 年 4 月分から平成 31 年 3 月分までの収入につき、以下のとおり申告した。

(ア) 平成 31 年 3 月 12 日に、平成 30 年 4 月分から同年 6 月分までの収入申告書の「1 働いて得た収入」について、「無」に丸印を付け、処分

庁に提出した。

(イ) 平成 30 年 10 月 18 日に、平成 30 年 7 月分から同年 9 月分までの収入申告書の「1 働いて得た収入」について、「無」に丸印を付け、処分庁に提出した。

(ウ) 平成 31 年 1 月 15 日に、平成 30 年 10 月分から同年 12 月分までの収入申告書の「1 働いて得た収入」について、「無」に丸印を付け、処分庁に提出した。

(エ) 平成 31 年 4 月 24 日に、平成 31 年 1 月分から同年 3 月分までの収入申告書の「1 働いて得た収入」について、「無」に丸印を付け、処分庁に提出した。

エ 処分庁は、法第 29 条に基づき、令和元年 7 月 21 日に株式会社 A に対し、審査請求人への給与の支払い等について報告を求め、同回答が令和元年 7 月 26 日になされた。同回答により、保護開始後の平成 30 年 5 月 15 日から平成 31 年 2 月 15 日までの間に給与として、1,356,876 円の支払い（以下「本件入金」という。）が行われていることが判明した。

オ 処分庁は、令和 2 年 2 月 6 日に、「平成 30 年 5 月 15 日から平成 31 年 2 月 15 日の間、世帯主が就労収入を受領したが未申告だったため」との理由により、法第 78 条に基づき平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日までの生活保護費用等徴収金 1,274,056 円について徴収することを決定し、審査請求人に対し、生活保護費用等徴収金決定通知書を通知した。

### (3) 判断理由

ア 審査請求人が本件入金を申告せずに生活保護を受給したことが法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえるか。

本件入金は、給与としての収入であり、法第 61 条の規定に基づき、保護の実施機関に対して、届出の義務を負う収入であることは明らかであるから、審査請求人は、客観的に見て当該届出の義務に違反していることが認められる。

しかしながら、法第 78 条第 1 項は、その要件として「不実の申請その他不正な手段により保護を受け…た者があるとき」と定めているから、法第 61 条の規定に基づく届出の義務に違反することのみでは、法第 78 条第

1 項の要件に該当するといえないことは文言上明らかである。

したがって、以下、審査請求人が「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たといえるか検討する。

審査請求人は、平成 30 年 5 月 15 日から平成 31 年 2 月 15 日までの間に給与として本件入金を受けており、この入金があったことを知っていたことは明らかである。その上で、平成 30 年 4 月分から平成 31 年 3 月分までの収入申告書の「働いて得た収入」について、「無」の欄に丸を付けて提出している。かかる事実は、(2) エのとおり、処分庁が行った法第 29 条調査によって判明している。したがって、本件は、別冊問答集問 13-1 の「法第 78 条によることが妥当な場合」のうち「(d) 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」に該当し、審査請求人は「不実の申請」を行っていたことが認められる。

イ 生活保護受給期間中に本件入金があったことが判明した場合には、法第 63 条に基づき返還する義務があるところ、審査請求人は収入について法第 61 条による申告をしなかったことにより、生活保護費の返還を免れたのであるから、不実の申請をしたことにより保護を受けたといえ、法第 78 条第 1 項に該当する。

ウ 以上から、審査請求人に法第 78 条第 1 項を適用し、平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日までの生活保護費用等徴収金、1,274,056 円について徴収を決定した本件処分は適法かつ妥当である。

#### (4) 結語

以上によれば、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分に違法又は不当な点はない以上、本件審査請求は棄却されることが相当である。

#### (5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

#### (6) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の採決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和2年8月24日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和2年9月14日	・ 弁明書の受理
令和2年9月18日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和2年10月13日	・ 反論書等の提出依頼（再通知）
令和2年10月19日	・ 反論書の受理
令和2年10月20日	・ 反論書の送付
令和2年10月21日	・ 物件の受理
令和2年10月27日	・ 物件提出の通知
令和2年11月5日	・ 物件提出の求め
令和2年11月17日	・ 物件の受理
令和2年11月20日	・ 物件提出の通知
令和2年12月8日	・ 審理手続の終結
令和2年12月14日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和2年12月15日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和3年1月19日	・ 調査審議